

様式1（視察用）

会派行政視察報告書

令和4年度会派 明誠クラブ の行政視察研修を、令和5年1月24日(火)から1月26日(木)までの2泊3日にて執り行いましたので、その概要を下記のとおり報告いたします。

令和5年2月10日

名取市議会議長 菊地 忍 様

会派名 明誠クラブ

代表 佐藤 正博



記

- 1 期 日 令和5年1月24日（火）～ 1月26日（木）
- 2 参加人員 3名 〈氏名〉 佐藤 正博
大久保主計
千葉 栄幸
- 3 視 察 先 (1) 沖縄県宜野湾市
(2) 沖縄県糸満市
(3) 沖縄県うるま市
- 4 行 程 表 別紙のとおり
- 5 調査事項 別紙のとおり
- 6 所 感 別紙のとおり



令和4年度 明誠クラブ視察研修行程表

日程	行程	視察先及び視察項目	宿泊
1/24 (火)	仙台空港(7:50 発) ⇒⇒⇒⇒ (9:15 着)伊丹空港(10:55 発) ⇒⇒⇒⇒ (13:20 着)那覇空港 昼食・レンタカー 15:00~16:30 宜野湾市議会視察 レンタカー 那覇市内宿泊	沖縄県宜野湾市議会 所在地 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1 電話番号 098-893-4411 調査項目 普天間基地の問題について	ホテル 沖縄ハーバービューホテル 所在地 沖縄県那覇市泉崎 2丁目46 電話番号 098-853-2111
1/25 (水)	那覇市内宿泊(9:00 発) レンタカー 10:00~11:30 糸満市議会視察 昼食・レンタカー 那覇市内宿泊	沖縄県糸満市議会 所在地 〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1-1 電話番号 098-840-8100 調査項目 戦争の記憶の継承と平和の発信事業について	" (連泊)
1/26 (木)	那覇市内宿泊(9:00 発) レンタカー 10:00~11:30 うるま市議会視察 昼食・レンタカー 那覇空港(17:10 発) ⇒⇒⇒⇒(19:00 着)伊丹空港(19:40 発) ⇒⇒⇒⇒ (20:55 着)仙台空港	沖縄県うるま市議会 所在地 〒904-2292 沖縄県うるま市緑町1-1-1 電話番号 098-973-3511 調査項目 共創型ワーケーション推進事業について	

普天間基地の問題について

名取市議会議員 大久保 主計

はじめに

サンフランシスコ講和条約以降の戦後体制の中で、いまだに日本領土内に居続けている米軍基地の問題は沖縄だけの問題ではない。国の主権は無視され、国民の財産を略奪する「拳銃とブルドーザー」が今も続いている異常な状態だと知らされると、その現状を実際に見て、お話を聞いて、真実を知ることから始めようと、沖縄の視察を考えた。

本市においては、米軍基地の脅威を感じることは少なく他人事の感があるが、宮城県内では米軍との合同実弾演習が行われており、私たちの頭の上をオスプレイが飛んでいる現実がある。少し前になるが、故障したオスプレイが仙台空港に緊急着陸をしている。理不尽な（腑に落ちない）日米地位協定を目の当たりにした事例である。日米地位協定から派生する米軍基地問題などを他人事とはせずに、私たちの問題として、何をしなければいけないのか、私たちには何ができるのか、地方議会の役割について考察してみる。

1 宜野湾市の概要等

宜野湾市 面積19.8km² 人口100,221人 人口密度5,062人/km² 世帯数46,809世帯

名取市 面積98.17km² 人口 79,600人 人口密度 811人/km² 世帯数32,900世帯

宜野湾市議会議長 呉屋 等（ごや ひとし）氏の挨拶

・普天間飛行場は市の真ん中にあり、面積は約470haで、市面積の25%で、世界一危ない飛行場と呼ばれる。

・市内には他に「キャンプ瑞慶覧（ずけらん）」があり、平成27年（2015年）に、西普天間住宅地約51haが返還され、現在は沖縄健康医療拠点として整備中である。

・基地問題を私ごとに捉えていただき感謝する。宜野湾市は、プロ野球横浜DNAのキャンプ地でこれからキャンプが始まる。実りある研修を祈念する。



今回、私たちに説明を頂いたのは、基地政策部まち未来課、基地渉外課、市民経済部環境対策課の職員と議会事務局の7人。

2 普天間飛行場概要（基地政策部基地渉外課／宮城課長、里村係長）

基地障害課の案内で、市庁舎別館屋上へ移動し普天間飛行場を見る。当日は風が強く、航空機の離発着は行われていなかった。飛行場の周辺は民家がビッシリと立ち並び、議長の挨拶にあった「世界一危険な飛行場」が理解できた。普天間飛行場の概要について基地障害課のHPから引用する。

【写真は、宜野湾市役所庁舎屋上から見える普天間飛行場↓】

FAC 6051 普天間飛行場（Marine Corps Air Station, Futenma）は、宜野湾市のほぼ中央部に位置しています。戦前、この地域は数集落が点在する、甘藷等の栽培が行われていたのどかな農業地帯でした。しかし、1945年4月に米軍による沖縄占領と同時に接收され、米陸軍工兵隊が本土決戦に備えて滑走路を建設しました。

「国破れて山河あり」と故事にあります。戦争が終結し避難先や収容所から帰郷すると、そこには昔日の面影もなく、米軍の前線基地が建設され、立ち入り禁止地域になっていました。戦後は基地の周囲に張り付くように、無計画に住宅が建設されました。その結果、いびつな街がつくられ、今日に至っています。

強制接收後、数回に渡り基地の形態は変わりましたが、1972年の沖縄返還に伴い、国の提供施設・海兵隊普天間基地として使用されることになりました。

沖縄県外の米軍基地がほとんど国有地であるのに対し、県内の基地のほとんどが市町村有地や民有地で占めています。普天間飛行場も面積の約92%が民有地であり、跡地利用計画においては地権者の合意形成が重要であると考えられています。

(<https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/kichi/2/1/1/2/2024.html>)



3 普天間飛行場の跡地利用計画について

(基地政策部まち未来課／又吉次長兼課長、永山係長)

宜野湾市の課題として、普天間飛行場が市のど真ん中であって、道路が真ん中を通せない、遠回り、渋滞悪化、整備コスト増や、下水道も迂回せざるを得ないなどのインフラ整備の問題がある。基地周辺の市街地は、無秩序に広がった経過からスプロール化、密集化で、地権者関係の複雑化、コスト増など公共事業が進みにくい現状がある。人口密度は、普天間飛行場を除くと7,180人/km²で、東京や大阪より高い密集化が出ている。

基地の返還状況は、1972年（S47）に沖縄が復帰したが、全国と比べると20年ぐらいは遅れている。国会では「沖縄米軍基地のすみやかな将来の縮小整理」が決議され87施設が33施設に減ってはきたが、一方で普天間飛行場は1996年（H8）に返還合意されても、未だに返還されていない。2023年には、2022年度又はそれ以降に返還が示され、宜野湾市はそれに向けて計画を立てたが、復帰50周年を迎えた記念すべき年でもまだ返還されていない。

普天間飛行場が返還されると、年間3,866億円の経済効果が見込まれ、反対に返還が10年遅れると約4兆円の経済損失となるので、できるだけ早期の返還、開発を行いたい。普天間飛行場の返還の条件として、代替施設の整備がある。現在の普天間飛行場の機能として①オスプレイなどの運用機能は、キャンプ・シュワブ（辺野古埋立）、②空中給油機の運用機能は、山口県岩国基地に移駐完了済み、③緊急時における航空機の受入れ機能は、宮崎県新田原基地に調整中である。この3つの機能

が移った上での返還となる。返還されても、その土地が使えるようになる整備工事などに約12年かかる見通し。



【←写真は、庁舎屋上から、返還された西普天間住宅地で進む沖縄健康医療拠点の建設現場が見える】

沖縄県内における米軍基地の跡地利用は、人口の約8割が集中する中南部は、主に商業施設や公共施設、住宅地等を整備し、北部（ヤンバル）は、ダムや国立公園、世界自然遺産等が整備され、北と南では整備の仕方が違う。

普天間飛行場は中南部の真ん中に位置することから、沖縄県の跡地利用の方向性として、新たな沖縄の振興拠点と位置付けている。この沖縄県の「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を受け、宜野湾市の第四次総合計画では、「平和をつなぎ、未来へ発展するまち」として、①基地問題への対応、②基地跡地利用の推進、③平和行政の推進を掲げ取り組んでいる。宜野湾市の都市計画マスタープランにおいても、基地跡地利用を契機とした新しい都市づくりをテーマに、沖縄の新たな広域振興拠点と都市軸の創出を設定している。

普天間飛行場は、1945年米軍に土地を接收され、1962年に現在の状況になった。当時は、基地の中に3つの集落があったが周辺に追いやられた。また、地形的な特徴として地下の流水が豊富にある。雨水が琉球石灰岩層で濾過され、地下を流れて大山タイモ水田で湧き出している。飛行場の西側は、海から急傾斜地で高台となっており津波も避けられる。手つかずの自然、在来植生の樹林地も残っており、跡地

利用計画でもうまく残したいと考えている。地域の歴史、緑、地形、水を取り入れた緑の中のまち、大規模公園エリアがまちの中心に配置られた緑地空間計画と、飛行場で分断されていた交通をつなぎ、東西南北にスムーズに移動できる道路と、鉄軌道を含む新たな公共交通の交通網計画などを踏まえて跡地利用計画に取り組んでいる。計画のゾーニングとしては、①振興拠点ゾーン／最先端の研究、ビジネスを産む沖縄振興の拠点、②都市拠点ゾーン／鉄軌道等が通り賑わいのあるまち、③居住ゾーン／緑豊かでゆとりのある居住環境、に分けて跡地利用計画を進めている。

この計画は、行政だけでなく、地権者や市民、民間団体、企業、未来を担う子どもたち等幅広く意見を聞いて取り組んでいる。また、専門的な立場からの意見や、多様な考えを集約するため「普天間飛行場跡地利用推進会議」の開催や県民フォーラム、子どもたちのワークショップなどを企画して取り組んでいる。

4 普天間飛行場の現状(基地政策部基地渉外課／宮城課長、里村係長)

普天間飛行場の常駐機は58機で、オスプレイ24機、スーパースタリオン12機、ヴァイパー12機などヘリコプターが主である。常駐機は24時間飛んでおり、市民は日常的に騒音にさらされた生活を余儀なくされている。騒音最高値は124,5dBで、夜間最高値は101.1dB。飛行機のエンジン近くの騒音が120dBなので大変な騒音値である。市と県は、市内8か所に騒音測定器を設置して状況把握を行っている。

騒音被害の他には、地上デジタル放送受信障害があり、防衛省の補助金を活用し対策を実施している。

常駐機以外の外来機の飛来も大きな影響であり、F15やF35の戦闘機、P8などの大型機の騒音被害も深刻である。

宜野湾市では、このような基地に係る苦情について、「基地被害110番」を設置して24時間（録音）受け付けており、全て市長まで目を通して対応している。苦情件数は、令和2年度が多く759件、騒音に関する苦情が多いが、毎朝夕方に基地から外に向けて流される国歌の苦情もある。

基地被害は騒音や受信障害の他に、2004年8月沖縄国際大学への米軍機ヘリ墜落事故、2017年12月普天間第二小学校への米軍機ヘリ窓落下事故、2020年4月にはPFOS等を含む泡消火剤（約22万7千リットル）の漏出事故などは、生命にもかかわる重大な影響を及ぼしている。

有機フッ素化合物については、普天間飛行場周辺の湧水や地下水から暫定指定値（50ng/L）を超過した値がでていた。2021年9月には、PFOS等を含む泡消火剤の交換が終了したと報告されたが、その後も引き続き超過している。基地内の調査を再三依頼しているが実現していない。

基地返還、負担軽減に向けた取り組みは、松川正則市長が関係機関へ直接抗議要請を行うほか、状況に応じ内閣官房長官をはじめとする関係閣僚に対しての直接抗議要請、米国政府関係者への訪米要請行動などを行っている。

また、政府、沖縄県、宜野湾市の三者で構成される「普天間基地負担軽減推進会議・作業部会」を適宜開催して、負担軽減策に取り組んでいる。その成果の一つとして、2014年に普天間飛行場所属のKC-130空中給油機全15機の岩国飛行場への移駐が完了している。

一方では、現地レベルでの解決可能な課題や意見交換の場として、普天間飛行場、キャンプ・フォスター、海軍病院の各司令官との「クォーターリーミーティング」や、普天間飛行場司令官との「普天間ミーティング」を開催している。

5 普天間飛行場の有機フッ素化合物汚染対策について

(市民経済部環境対策課／當山課長、當間係長)

宜野湾市環境対策課の説明では、先ず沖縄県において平成28年度（2016年）から「有機フッ素化合物環境中残留実態調査」を実施しており、翌年からは高濃度のPFASが検出された米軍基地周辺で毎年2回の調査を行っている。普天間飛行場周辺では、20箇所を調査し、環境省が定めた暫定指針値（50ng/L）を11箇所で超過している。その最大値は2000ng/Lである。超過地点においては、環境省が作成した手引きに基づき、飲用に供しないよう県から周知された。

宜野湾市の取り組みとしては、令和元年度（2019年）に市内に所在する複数の湧水へ飲用しないように注意を促す看板を地権者と協議して設置している。この時点では、環境基準値等は示されていないので、風評被害や地権者への配慮が必要だった。人の健康の保護に関する要監視項目として暫定指針値が50ng/Lが環境省から示されたのが令和2年5月である。

また、普天間飛行場や嘉手納飛行場周辺は、基地からの影響である蓋然性が高いことから、国や米軍に対して、立入調査や国による原因究明等を求めている。基地からの蓋然性を裏付けるため、沖縄県により令和4年度基地周辺環境対策推進事業として普天間飛行場周辺の地下水の流向等を把握するボーリング調査を行うほか、観測井戸を設けてモニタリングを行い、調査内容は報告書として取りまとめてHPに掲載予定。

最近の動きとして、令和4年12月1日付けで、宜野湾市長名で環境大臣宛に対策実施の要請を行っている。

有機フッ素化合物汚染対策については、沖縄県内の米軍基地周辺で明らかになっていることから、沖縄県（環境保全課）が主体的に調査等を行い、基地所在市町村が連携する形で取り組んでいる。普天間飛行場に関しては、令和3年度に専門家会議を設置し、汚染源特定に向けた調査検討を開始し、これも環境保全課HP等を通じて周知されている。

6 考察

前述したが、米軍基地は沖縄だけの問題ではないという観点で、米軍基地で多くの課題を抱える普天間飛行場所在地である宜野湾市を視察した。きっかけは、2021年9月22日午後9時30分ごろ、米空軍横田基地第21特殊作戦中隊所属CV-22オスプレイが仙台空港に着陸し、民間飛行機の運行に影響が出たことである。この着陸について、緊急着陸ではなく予防着陸と米軍は言っている。以前にも2020年2月10日米海兵隊普天間基地所属第262飛行隊のオスプレイが仙台空港に緊急着陸している。米軍の航空機は、日本国内の民間空港を自由に使えるよう日本政府が認めている、いわゆる「日米地位協定」があり、仙台空港に着陸した航空機は、北海道や宮城県王城寺原演習場で訓練しているオスプレイ。平成8年8月の沖縄負担軽減のため日米合同委員会で、米軍が沖縄で行っていた県道104豪戦越えの米軍実弾射撃訓練を全国の演習場に分散したことで、日本の上空を米軍のオスプレイが頻繁に飛んで訓練している。

そもそも、終戦で占領軍として駐留した米軍が治外法権も持ちながら未だに駐留している現実、主権国家の日本国として問題ではないのか。普天間飛行場周辺に生活する宜野湾市の状況を見ると、多くの矛盾と課題がある中で、市民の安全と安心は脅かされ、現実的に被害が生じている。米軍基地のある周辺では、宜野湾市に限らず、日本中で似たような矛盾と課題を抱えており、航空機の騒音や基地周辺でのPFAS汚染など、周辺住民の生活に大きな影響が出ている。

また、沖縄の生活基盤は、米軍基地の恩恵が経済的に大きいというイメージが強かったが、それは間違いだった。戦争で自分たちの土地を収奪され、沖縄全体の15%を米軍基地が占めた結果、否応なしに生活の中に米軍が入り込み、歪んだ経済社会が出来て、しかも日本はそれに加担している現状を知る。日本本土の安全保障のために、沖縄に米軍基地があるのか。太平洋戦争終盤では、沖縄が戦場となり多くの犠牲を出し、終戦処理においても、日本は沖縄をアメリカに差し出したのである。

もしも沖縄に米軍基地がなかったら、占領前の豊かな生活と、幸せに暮らしている沖縄の人、うちなーんちゅの笑顔があったに違いない。基地がない場合の経済効

果を試算したり、返還後の地域開発計画等を知ると、全ての基地を早期に返還し、全ての土地を沖縄の人に返さなければならない。

ロシアによるウクライナ侵攻、中国や北朝鮮の動き、アメリカファーストなど、国際情勢が不安定な今だからこそ、日米安保や日米地位協定についての国民的な議論を深めるべきではないか。主権国家としての日本、その安全保障について、具体的には米軍基地を私たちの問題として議論することが必要と考える。

戦争の記憶の継承と平和の発信事業について

名取市議会議員 千葉 栄 幸

【平和都市宣言について】

(1) 趣旨

沖縄県は、太平洋戦争末期の地上戦において、20万人余の尊い命が失われ、沖縄戦最後の激戦地となり、多くの住民が戦禍の犠牲となった。このような歴史的背景を持つ糸満市は、「ひかりとみどりといのりのまち」を基本理念に掲げ、平成5年に平和都市宣言を行った。

○糸満市平和都市宣言

まちには 人々の笑顔がある 青い海には 魚たちが舞い
ひかりの陸（おか）には 作物がある ここは 私たちのふるさと
海のかなたの国々にも 同じ地球の 人間のくらしがある
意地（いじ）ぬんじらあ 手引（ていひ）き 手（てい）ぬんじらあ
意地（いじ）引き
私たちは み霊の眠る「平和の杜（もり）」に誓う
みどりの山河を愛し いのちの尊さ 命（ぬち）どう宝を
いつまでも 伝えていくと そして くらしと自由を守り
沖縄の 日本の 世界の 永遠の平和を
いのりを求めていくことを この民々の声を
平和都市 糸満市の 宣言とする

平成5年12月1日
糸満市

(2) 宣言案作成（糸満市平和都市宣言事業検討委員会設置要綱）

糸満市平和都市宣言に関する必要な調査・検討を行い、事業計画の原案を作成するため、糸満市平和都市宣言事業検討委員会を設置する。

また、平和都市宣言を広く市の内外に知らしめるための関連事業に関する原案を作成し、市長に報告を行う。

【平和祈念祭推進事業について】

(1) 趣旨

沖縄戦終焉の地である糸満市では、6月17日から23日を「平和週間」と定め、この期間を中心に年間を通して平和推進事業を実施している。その一環として、沖縄戦の記憶を次世代へ正しく伝え、戦没者に哀悼の意を表するとともに、平和の発信地として、世界の恒久平和を祈念することを目的として開催している。

○糸満市平和啓蒙普及に関する条例（平成7年糸満市条例第5号）

（目的）

第1条 この条例は、糸満市が第二次世界大戦沖縄戦終焉の地として、世界の恒久平和を願う「糸満市平和都市宣言」の理念のもと、戦争の悲惨さ、平和の尊さの教訓を次代へ継承し、平和行政を推進することを目的とする。

（事業）

第2条 市長は、平和行政を推進するため、次の事業を行う。

- (1) 平和思想の啓蒙普及に関する事業 (2) 平和教育の推進に関する事業
(3) 平和に関する情報収集及び交流事業 (4) その他市長が必要と認める事業
(平和週間)

第3条 市長は、平和の尊さを市民に啓蒙するため、平和週間を設けるものとする。

2 平和週間は、毎年6月17日から6月23日までと定める。

（補足）

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 内容

① 平和レクイエム朗読

沖縄戦の悲惨さと平和の尊さを次世代へ伝えることを目的として、平和をテーマにした朗読会を実施。

② 平和の礎拭き清め

慰霊の日を迎えるにあたり、布巾で平和の礎を拭き清め、沖縄戦で亡くなられたすべての人々に哀悼の意を表するとともに、親子で命の尊さや平和の大切さを考える機会としている。

③ 参加者数

年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人数	220	220	0	0	200	300	400	500

※R5年度以降は、第5次糸満市総合計画の目標値とする。

【平和の語り部育成事業について】

(1) 目的

「いのりのまち」として、平和啓発事業を幅広く展開し、戦争を体験していない世代へ、平和の尊さと戦争の悲惨さを正しく伝える必要があるが、戦争体験者は年々少なくなり、語り継ぐことが難しくなっている状況がある。本事業においては、当時の様子を見つめ「戦争を知らない世代の、さらに子や孫である若い世代」に沖縄戦の実情を分かりやすく伝え、歴史を後世に伝える人材を育成する。

(2) 研修日程（令和4年度）

令和4年7月30日から12月17日までの8回

- ① オリエンテーション・ガイドの心得、DVD視聴「僕たち私たちにできること」
- ② 市内戦跡巡り（ひめゆり平和祈念資料館、白梅の塔、魂魄の塔など）
- ③ キャンプキンザー内「沖縄戦史資料館」見学・ランチ
- ④ NHK 沖縄放送局アナウンサーによる講演「伝える力、話す技術」
- ⑤ 糸満市長と平和について語り合うグループディスカッション
- ⑥ 平和記念公園内ガイドポイント下見
- ⑦ リハーサル・原稿作成
- ⑧ 成果発表（平和記念公園内ガイドポイント）修了式

(3) 参加者

- ① 初年度研修生 7名（中学1年生4名、中学2年生1名、中学3年生2名）
- ② 過年度研修生 13名（中学2年生2名、中学3年生5名、高校1年生5名、高校2年生1名）
- ③ 研修生補助者 3名（高校3年生2名）

(4) ガイド人数

令和4年 135名、令和7年度150名を目標値としている。

【平和教育について】

(1) 小学校

- ① 特設授業 ほとんどの小学校が実施。関連授業も含めると一学校10時間程度の授業。
- ② 取組教科 道徳、特別活動、総合
- ③ 取組内容 図書室に平和資料展を設置したり、外部講師による講和、新聞記事等を活用した調べ学習。
- ④ 特色ある取組
 - ・全学年による「瑞泉学徒隊」の動画視聴
 - ・児童が主体となり実施する平和集会
 - ・図書委員による絵本の読み聞かせを朝会で動画で全体放送
 - ・児童が地域の戦跡を見学し、地域の体験者より講和をもらっている

(2) 中学校

- ① 特設授業 ほとんどの中学校が実施。関連授業も含めると一学校 10 時間程度の授業。
- ② 取組教科 道徳、特別活動、総合
- ③ 取組内容 図書室に平和資料展を設置したり、外部講師による講和、新聞記事等を活用した調べ学習。
- ④ 特色ある取組
 - ・各学年ごとに糸満ハーレー聖地巡礼ウオークラリーを開催
 - ・語り部による戦争体験談講和
 - ・平和祈念公園での学習、図書館パネル展示、放送での戦没者追悼式の詩の朗読

(3) 教員に対する研修会

① 中堅教諭・初任者研究会の開催

- ・目的 沖縄戦最後の激戦地となった糸満市内に設置されたひめゆり平和祈念資料館を訪れ、戦争の悲惨さや平和の尊さについて考える機会とする
- ・研修内容 平和に関するフォートランゲージ、展示見学、証言員の映像視聴、ワークショップ、発表等
- ・研修後のまとめ

今回の研修は、ひめゆり平和資料館の学芸員古賀様を講師として、終日の研修を行った。この研修の醍醐味はリアルな戦争から切り込むのではなく、抽象度あるイメージ図から戦争を想像させるワークから始まる場所である。そのイメージ図から研修員が互いに想像したことを話し合い多角的多面的な戦争の捉え方を学ぶ。そして、資料館の施設見学として、当時の学校生活日常用品や個人の遺影が展示され、リアルな戦争体験に触れた。その後、戦争体験の証言員のビデオから、生身の人間が語る言葉に耳を傾け、身近に戦争を感じさせていた。おぼろげなイメージから入りじわじわと考えさせながらリアル迫ってくる平和学習プランは大人の教師でさえ、戦争を自分事と感じ涙する者もいたほどである。ひめゆり平和資料館の緻密な平和学習は教師の深い学びへと誘った。最後に、研修で学んだことを児童生徒に還元するためのワークでは初任研と経験のある中堅教諭が混じり合い、切磋琢磨に授業について話し合っていた。

【戦争遺構の保全・活用について】

(1) 目的

戦争遺構は、戦争の記憶を伝える「物言わぬ証人」であるとともに、戦争を知らない若い世代に現実を伝えることのできる生きた教材であることから。保全及び活用の方針を設定。

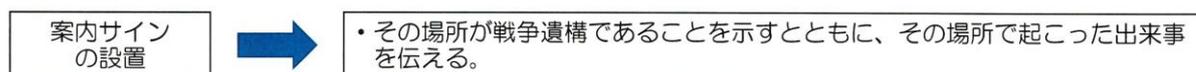
(2) 戦争遺構の内訳

現況	残存	不明	埋没	計
個数	84	41	115	240

種類別	軍隊構築	軍隊洞穴	住民構築	住民洞穴	住民その他	民間構築	不明洞穴	計
個数	78	13	41	101	3	1	3	240

(3) 戦争遺構の情報提供の充実

多くの戦争遺構は、自然地形を利用したものであり、適切な情報提供がなければ、その場所でどのような出来事があったのか理解することは難しいことから、市内の各戦争遺構に案内サインを設置し、その場所が戦争遺構であることを周知し必要な情報の提供を行う。



年度	H26~H27	H28	H29	H30	計
内訳					
調査・計画	2	0	0	0	2
案内板	0	3	4	4	11

【考 察】

ロシアによるウクライナ侵略が続いており、未だその収束の道筋が見えて来ない中、糸満市を訪問する機会を得て、改めて戦争とは愚かな行為であり、その悲惨さ、痛みや苦しみ、そして悲しみを痛感させられた。そして、それと同時に平和の尊さを肌で再確認することが出来た。

戦争と大震災を同列で語ることは適切ではないが、現実には多くの尊い命が失われた悲惨な出来事であり、その事実を風化させることなく後世に伝えていかなねばならない事柄であるとの視点からは重ねることができるのではないかと考える。

糸満市を訪問しお話しを伺いたいと思ったのは、語り部育成事業・子供たちへの伝承について勉強させていただきたいとの思いからであった。一つ目の語り部育成事業であるが、何もしなければ、時間の経過とともに高齢化が進みフェードアウトしてしまうのは容易く想像できる。糸満市が実施している中学・高校生を対象とした語り部育成プログラムは、本市における震災の教訓を伝える語り部の育成を考える上で大いに参考になると思った。二つ目の子供たちへの伝承についてであるが、直接的に子供たちを対象にした取組は、年代に応じて段階的に継続的に実施することが大切であることを学ばせていただいた。私が特に興味を引いたのは、子供たちを指導する教諭への研修会を実施している点であった。学校教育の中での伝承において、先生方の意識・知識も必要な事項であるとの気づきを与えていただいた。

今回の視察研修を通じていただいた学びや気づきを参考にし、本市における震災の教訓を伝えていく取組みについて提案・実行して行きたいと思う。

末筆になりますが、業務多忙の中、私どものために資料作成並びにお時間を割いていただいた糸満市役所の皆さまに感謝申し上げます。



共創型ワーケーション推進事業について

名取市議会議員 佐藤 正博

1 目的

単なる市内の観光目的にとどまらない特色あるワーケーションを手段として、首都圏企業と地元企業及び行政との事業共創を促し、市事業のプロジェクトの推進、ワーケーション来訪者と関係者の関係人口化を図る。

また、企業のテレワーク(新しい働き方)、ワーケーション需要の拡大に伴い顕在化した企業進出の需要に積極的に対応するため、ビジネス創発・企業誘致のツールとしてもワーケーションを活用する。

さらに、域外において当事業・市事業について周知を図ることで市主導の共創型ワーケーション先進地としてのブランディングを推進する。

2 事業内容

1) 市内で提供可能なコンテンツの整理

様々な業種業態のワーケーション目的に対応するため、市内のテレワーク施設や宿泊施設、観光アクティビティを整理し情報を一元化する。



2) ワーケーション誘致のための情報発信

県外企業のワーケーション誘致のための広報活動を首都圏中心に実施する。また、常時ヒヤリング・ブランディング構築を実施できるよう首都圏に実働部隊を設置する。

さらに、広報活動と合わせてうるま市から発信すべき情報について窓口を設置する。

3) 共創ワークショップ・モニターツアーの開催

地域事業者、行政職員とワーケーションで来訪した人材と関係人口化・情報交換・意見交換・企業進出を促すワークショップ・ツアーを開催する。その際に、参加者の旅費等の一部について補助し、参加者との清算について窓口を設置する。

また、ワークショップ・ツアー開催にあたり 1) 2) で整理した内容をもとに、最適な参加者のアテンドを適宜行う。

4) 共創型ワーケーション検討会の開催

次年度事業についての検討会を開催し、連携によるプログラム開発や県外企業向け誘致活動について協議する。

5) 成果検証およびフィードバック

1)～4)の事業実施で得た知見を既存の事業へフィードバックし、実施内容の今後の方向性を整理し次年度事業の展開を提案すること。

6) 実施報告書作成

受託者は事業終了後に事業報告書、報告書概要版を含めたデジタルデータ(CD-ROM等)を作成し提出すること。報告書の内容は、産業政策課に付議しそれらの意見も反映させたものとし平易な文言、文章、図表やイメージ図等を用いて、一般に理解しやすいよう工夫すること。報告書(案)ができた段階で、速やかに産業政策課と調整し承認を得ること。



3 委託期間

契約日から令和5年3月24日まで

4 応募の要件

ターゲットとなる企業が多く集積する首都圏に本店、支店、営業所等いずれかを有していること

企業誘致に関連の深い事業の受託実績のある企業

ワーケーションやツアーの集客送客を含む事業の受託実績のある企業

5 受託業務対象経費

受託上限額:20,000,000円(消費税及び地方消費税計10%こみ)以内とすること。

6 成果

成果目標である事業共創3件達成に向けて、共創案件を推進

- ・ a 総合商社、新規事業開発一泡盛酒造会社と連携、販売促進
- ・ b社:空間デザイン、設計一勝漣城周辺整備事業のPFI参加
- ・ c社:国立公園指定管理者一市の首都圏でのPR
- ・ d社:専属スポーツトレーナー一市イベントの活性化に協力
- ・ e社:スポーツトレーナー育成一福祉行政のDX化
- ・ f社:スポーツジム運営コンサル企業進出、事業者とのビジネス構築

7 考察

うるま市では、首都圏に事務所を設置し企業誘致並びに観光地としてのPR活動をすすめている。結果、事業所の移転並びに観光客も増加している。人口もここ数年増加傾向にある。

当市でも企業並びに観光客誘致を進めているが、今回うるま市を視察し学んだ観光振興の目的も含めつつ、主として産業ツールとして目的が仕事(ビジネス)のワーケーションを提案していきたい。